

破産手続開始に関するQ&A

番号	問	回答
1	銀座カラーアイズ（株式会社ファーストコンサルティング）はいつ破産したのでしょうか	令和6年10月28日に東京地方裁判所へ自己破産の申立てを行い、同日17時00分に、東京地方裁判所から破産手続開始決定を受けました。
2	係属裁判所・事件番号を教えてください。	東京地方裁判所令和6年（フ）第7220号
3	負債総額・債権者数を教えてください。	負債総額：約119億円（債権調査未了）、債権者数：約170人（債権調査未了）
4	破産手続とはどのような手続ですか	支払不能又は債務超過の状態にある債務者（破産会社）について、裁判所の監督のもと、裁判所から選任された破産管財人が、公正・中立の立場で、破産会社の財産を管理し換価することによって債権者に配当を行う手続です。
5	破産管財人は誰でしょうか。破産管財人の連絡先を教えてください。	元木・上野法律会計事務所の上野保弁護士（第二東京弁護士会）です。 破産管財人へのお問合せは、「eyes_ikebukuro@ginza-calla.biz」宛てにメール送信を行っていただく方法によってお願いいたします。それ以外の方法によるお問合せを破産管財人宛てにいただいても、「eyes_ikebukuro@ginza-calla.biz」のメールアドレス宛てのご連絡についてご案内させていただくこととなります。
6	破産管財人はどういう立場の人で、破産手続では何をしますのですか。	破産管財人は、裁判所から選任された弁護士です。破産管財人は、破産会社の代理人でも、特定の債権者の代理人でもありません。破産管財人は、裁判所から選任され、公正・中立な立場で破産管財業務を遂行します。破産管財人は、破産会社の財産を調査し、それらを換価・回収して現金にしたうえで、公租公課等の優先的な債権を支払った後に、なお残余があれば、それを破産債権の額に応じて破産債権者へ平等に分配（配当）します。
7	なぜ破産したのですか。	株式会社ファーストコンサルティングの資産負債の内容および破産に至る経緯については、破産管財人が調査し、債権者集会において、破産管財人から債権者の皆様にご報告します。
8	申立代理人と破産管財人（破産管財人代理）の違いは何ですか。	申立代理人は、破産に係る申立てを破産会社の代理人として実施した弁護士であるのに対して、破産管財人は、破産管財業務の遂行のために裁判所から選任された弁護士です。破産管財人代理は、破産管財人が、破産管財業務の遂行のために、裁判所の許可を得て選任した弁護士です。

9	東京地方裁判所から「破産手続開始通知書」が届いていません。	「破産手続開始通知書」は、破産会社に対して債権を有する債権者にのみ送付されます。ご自身が債権者であるかどうかについては、別途ご用意している「会員の皆様に関するQ&A」をご確認ください。 その上でご自身が債権者であるにもかかわらず、令和6年11月8日を経過しても「破産手続開始通知書」が届いていない場合には、「eyes_ikebukuro@ginza-calla.biz」宛てにその旨ご連絡ください。
10	債権者集会はいつ、どこで開催されますか。	破産会社に対して債権を有している会員に対してのみ送付する「破産手続開始通知書」に記載されています。債権者である会員の方は、そちらをご確認ください。
11	債権者ですが、配当は受けられますか。どのくらい配当してもらえますか。	現状では、配当ができるかどうか、配当ができる場合どの程度の配当になるかは未定です。
12	配当できるだけの破産財団が形成されなかった場合はどうなるのですか。	破産債権の配当ができるだけの破産財団が形成できなかった場合には、破産手続は廃止となって終了します。
13	破産債権の届け出をした後、氏名、連絡先（メールアドレス、電話番号）が変更になった場合、どうすればよいですか。	お問合せ用メールアドレス「eyes_ikebukuro@ginza-calla.biz」宛てにその旨ご連絡ください。
14	破産管財人や裁判所を名乗る人物から、お金を払えば破産者に支払ったお金を取り返せるという勧誘があったのですが、そのようなことはありますか。	破産管財人や裁判所から債権者の皆様に対し金銭のお支払いを要求することはありません。また、一部の破産債権者に対してのみ優先的にお支払いすることはありませんので、ご注意ください。破産管財人からの連絡・お知らせかどうかを確認されたい場合には、お問合せ用メールアドレス「eyes_ikebukuro@ginza-calla.biz」宛てにご連絡ください。